

仕 様 書

1 業務名 令和7年度小学校・中学校ほか（各教育支所管内）消防用設備等点検業務

2 業務場所

（1）小学校

11校

- 1) 豊東小学校 : 下関市菊川町大字上大野字上ノ原10020-1
- 2) 岡枝小学校 : 下関市菊川町大字吉賀字金蔵寺2494
- 3) 檜崎小学校 : 下関市菊川町大字檜崎字殿屋敷215
- 4) 西市小学校 : 下関市豊田町大字矢田字今熊132
- 5) 豊田下小学校 : 下関市豊田町大字手洗字貴布祢303
- 6) 室津小学校 : 下関市豊浦町大字室津下字新田152-1
- 7) 誠意小学校 : 下関市豊浦町大字黒井字才舩2200
- 8) 川棚小学校 : 下関市豊浦町大字川棚字後楽3650-1
- 9) 小串小学校 : 下関市豊浦町大字小串字谷田ヶ浴617
- 10) 宇賀小学校 : 下関市豊浦町大字宇賀字ふけ4961
- 11) 豊北小学校 : 下関市豊北町大字滝部字常安1200

（2）中学校

5校

- 1) 菊川中学校 : 下関市菊川町大字下岡枝字上室屋1-2
- 2) 豊田中学校 : 下関市豊田町大字矢田字鎮守434
- 3) 豊洋中学校 : 下関市豊浦町大字黒井字馬神10724-1
- 4) 夢が丘中学校 : 下関市豊浦町大字小串字夢が丘10145
- 5) 豊北中学校 : 下関市豊北町大字滝部字幸神1244-36

（3）旧小、中学校 9校

- 1) 旧三豊小学校 : 下関市豊田町大字地吉122（屋内運動場部分のみ）
- 2) 旧殿居小学校 : 下関市豊田町大字殿居1040-1（受信機のみ）
- 3) 旧豊田中小学校 : 下関市豊田町大字浮石1159-1
- 4) 旧神玉小学校 : 下関市豊北町大字神田上2704-1（屋内運動場部分のみ）
- 5) 旧神田小学校 : 下関市豊北町大字神田2519-1（屋内運動場部分のみ）
- 6) 旧角島小学校 : 下関市豊北町大字角島1768
- 7) 旧阿川小学校 : 下関市豊北町大字阿川3755-1
- 8) 旧栗野小学校 : 下関市豊北町大字栗野3349（屋内運動場部分のみ）
- 9) 旧角島中学校 : 下関市豊北町大字角島1775-9（屋内運動場部分のみ）

3 業務期間 契約締結日から令和8年3月31日まで

4 業務内容

（1）消防法に定める消防用設備等の点検（総合点検1回・機器点検1回）を行う。

（点検設備については別紙2設備一覧表を参照）

（2）点検の際、受注者は消防設備士免状の交付を受けている者（以下「技術員」という。）を派遣し、消防法施行規則第31条の6第1項の点検を行うものとし、同条第3項により発注者の行う報告義務を補佐するものとする。この場合において当該業務の遂行については、事前に発注者に届け出て、発注者に支障のな

いようにすること。

- (3) 建築基準法により設置されている防火設備（防排煙設備）についても、起動確認及び連動確認を総合点検時に1回行い報告書の作成を行う。
- (4) 製造年より10年目及び11年目の消火栓ホース、また前回の耐圧試験より3年を経過するもの及び経過した消火栓ホースについては、消火栓ホースの耐圧試験を行うものとする。（ノズルパッキン等の簡易な取替は本業務に含む。）
- (5) 製造年より11年目及び圧力不良等の機能不良の消火器は、取替を行う。
- (6) 消火器の放出試験は、放出試験未了分を優先し実施すること。
- (7) 消防用設備等点検結果報告書等の作成、関係各所への提出（総合点検1回・機器点検1回）を行う。

5 提出書類

- (1) 消防用設備等点検結果報告書（総合点検時3部、機器点検時は3部）
防火設備報告書（総合点検時3部）
なお、各点検時の内1部はパイプ式ファイル（施設名のインデックス付）とする。
- (2) 技術員の名簿及び資格の写し 1部
（契約締結と同時に提出すること。技術員に異動がある場合も遅滞なく同様に提出すること。）
- (3) 消防用設備一覧表（別紙2一覧表の点検後の最新版）1部及び電子データ（指定ファイル形式）
- (4) 各不備事項一覧表及び不備事項写真 各点検時1部及び電子データ（指定ファイル形式）
- (5) 各不備事項見積書 各点検時1部及び電子データ（指定ファイル形式）
- (6) 業務完了通知書 1部

6 委託料の支払

総合点検完了時と機器点検完了時の2回に分けての均等払いとし、それぞれの業務の完了後に行うものとする。ただし、委託料を分割するにあたり1円未満の端数が発生した場合は、その端数は最初に支払う委託料の額に含めるものとする。

7 設備の保全

発注者は、常に当該設備が正常の状態にあるように注意し、万一火災その他により作動したとき、又は発注者が事故を発見したとき若しくは発注者がこの設備に影響を及ぼすおそれのある模様替えなどの工事を行うときは、速やかに受注者に通知して、発注者と受注者が協力して当該設備の保全に努めなければならない。

8 設備等の損傷の届出

- (1) 受注者は、業務の遂行中に当該設備の故障その他の事故を発見し、又は設備の朽廃等を発見した時は、遅滞なく発注者に届け出なければならない。
- (2) 受注者は、当該業務に係るもの以外の設備であっても、発注者の設備に異常があることを確認したときは、遅滞なく発注者に届け出なければならない。

9 修復の別途依頼

発注者は、前8.の届出により受注者の業務範囲外のもので、直ちに修復を必要とする場合には、特殊又は多額の修理費を要するものを除き、受注者に別途修復の依頼をすることができる。

10 その他

- (1) 既存設備図面は要求があれば発注者が所持する図面については支給するものとする。
- (2) 消火器の試験及び使用済に伴う薬剤の充填は本業務に含むものとする。なお、蓄圧式消火器の場合は、詰め替え充填又は新規の蓄圧式消火器との取替を行うものとする。取替が10本を超える学校については設置届を所管の消防署へ提出すること。
- (3) 防火扉、防火シャッターの総合点検は、必ず防火扉、防火シャッターを起動させること。
- (4) 避難器具の点検においては、平成28年3月31日付け消防予第99号「避難器具（救助袋）の点検及び報告の実施に係る留意事項について（通知）」に十分留意して行うこと。
- (5) 受注者は、業務の遂行に必要な工具及び材料を負担するものとする。

- (6) 点検時に確認された表示灯及び誘導灯(蛍光ランプ式)の球切れによる球交換は本業務に含むものとする。
- (7) 消火ポンプを運転した際は、受水槽及び呼水槽等の水位が定位置で停止することを確認すること。
- (8) 点検により早期に改修する必要がある場合は、教育委員会学校支援課及び各教育支所に連絡し指示を待つこと。
- (9) 点検に入る場合は学校関係者と十分に打合せを行うこと。
- (10) 旧小学校、旧中学校については、点検作業に入る際、事前に各教育支所に連絡し調整すること。
- (11) 点検時の不備事項の一覧を作成し、詳細を教育委員会に説明すること。また、各不備事項の見積もりを点検報告ごとに提出すること。

1 1 環境に関する配慮事項

別記1「特記仕様書（環境編簡易）」のとおり

1 2 下関市暴力団排除条例による措置

別記2「下関市暴力団排除条例による措置に係る特記事項」のとおり